

## ローズ訪問看護ステーション運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社ライフサイクロペディアが設置するローズ訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村及びその保健所や近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

### (事業の運営)

第3条 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

### (事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 (1) 名称：ローズ訪問看護ステーション
- (2) 所在地：東京都杉並区高円寺南4丁目29番2号  
ミヤシタビル・高円寺メディカルプラザ1階A号室
- 2 (1) 名称：ローズ訪問看護ステーション代々木上原サテライト
- (2) 所在地：東京都渋谷区上原1丁目18番13号  
メゾンモア103号室
- 3 (1) 名称：ローズ訪問看護ステーション幡ヶ谷サテライト
- (2) 所在地：東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目16番3号 秋田ビル102

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名  
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師  
常勤換算 2.5名以上  
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要に応じて雇用し配置する。理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の変わりに訪問するものとする。看護職員と連携して訪

問看護計画書及び報告書を作成する。

- (4) 事務員：必要に応じて雇用し配置する。  
必要な事務作業を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。  
但し、12月29日から1月3日までを除く。  
(2) 営業時間：午前8時45分から午後5時30分までとする。  
(3) 営業時間外及び休日の対応については管理者の判断とする。

(利用時間及び利用回数)

第7条 1 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し医療保険適用となる場合を除く。

- 2 利用者による医療保険適用となる訪問看護の利用は、1週3日を限度とする。但し、末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別指示書を交付された利用者についてはこの限りではない。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。  
(2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上必要なこと  
病状及び障害の観察、清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の管理・援助、ターミナルケア、認知症患者の看護  
(2) 診療の補助  
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置  
(3) リハビリテーションに関すること。  
(4) 家族への支援に関すること。  
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理  
(5) その他医師の指示による処置など  
(6) その他必要な事項、および関係機関との連絡調整

(緊急時における対応方法)

- 第10条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。  
2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第11条 1 ステーションは、基本利用料として健康保険法または老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 医療保険（健康保険法または老人保健法）  
健康保険法または老人保健法に基づく額を徴収する。
- (2) 介護保険  
介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上に定める一部負担金を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合、その超過分については全額利用者の自己負担とする。
- 2 ステーションは、基本利用料のほか看護師等の訪問看護の提供が次の各号に該当する時は、その他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。但し、居宅サービス計画書（ケアプラン）に基づくものを除く。
  - (1) 医療保険
    - ① 1時間半を越えてサービスを実施する場合や保険適用外の場合
    - ② 訪問看護と連携して行われる死後の処置
  - (2) 介護保険
    - ① ケアプラン外のサービスなど保険適用外の場合
    - ② 訪問看護と連携して行われる死後の処置
  - (3) その他  
既製の自助具については実費を徴収、作業療法士等が作成する特殊な自助具（片麻痺患者用爪切り、関節リウマチ患者用の箸等）は別途見積りの上、徴収とする。
- 3 ステーションは、実費負担の利用料として、訪問看護に必要な交通費、おむつ代等に要する費用を利用者から受け取るものとする。但し、介護保険を適用する利用者にかかる交通費については、次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合に限る。

（通常業務を実施する地域）

第 12 条 ステーションが通常業務を行う地域は、杉並区、中野区、渋谷区、新宿区、世田谷区とする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 13 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的  
に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知する
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的  
に実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者  
を置く。
- (2) 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等  
を活用して行うことができるものとする。
- 5 職員は前各項に基づき業務を行い、自らも虐待に  
つながるような暴言・暴力・ハラスメント行為を行  
わないものとする。

（その他運営についての留意事項）

- 第 14 条
- 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員  
の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を  
設け、また、業務体制を整備するものとする。
    - (1) 採用後1ヶ月以内の初任研修
    - (2) 年2回の業務研修
  - 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上  
知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らして  
はならない。退職後も同様とする。
  - 3 職員は、利用者・家族と信頼関係をもとに下記  
の点を順守する。
    - ① 職員がお茶やお菓子、金品等の心付けおよび  
お礼の品物等を受け取ることを禁止

し、職員による利用者・家族の年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いは行わないものとする。

② 職員は第9条に基づいて業務を行い、それ以外の業務は行わないものとする。

- 4 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。(予防介護に関する諸記録は5年間、医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする)

(附則)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

## 【別紙料金表】

## 介護保険料金表

介護保険料金表						
			1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
	看護師が 訪問した場合	30分未満	536円	1,072円	1,608円	5,358円
		1時間未満	936円	1,872円	2,808円	9,359円
		1時間30分未満	1,283円	2,565円	3,848円	12,825円
	准看護師が 訪問した場合	30分未満	483円	965円	1,447円	4,822円
		1時間未満	843円	1,685円	2,528円	8,424円
		1時間30分未満	1,155円	2,310円	3,465円	11,548円
	理学療法士等 が訪問した場 合	40分以上	668円	1,336円	2,004円	6,680円
		60分以上	903円	1,806円	2,709円	9,028円
		80分以上	1,204円	2,408円	3,612円	12,038円
		100分以上	1,505円	3,010円	4,515円	15,048円
		120分以上	1,806円	3,612円	5,418円	18,057円
介護予防料金表						
			1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
	看護師が 訪問した場合	30分未満	513円	1,026円	1,539円	5,130円
		1時間未満	903円	1,806円	2,709円	9,028円
		1時間30分未満	1,240円	2,479円	3,718円	12,391円
	准看護師が 訪問した場合	30分未満	462円	924円	1,386円	4,617円
		1時間未満	813円	1,626円	2,439円	8,128円
		1時間30分未満	1,115円	2,230円	3,345円	11,149円
	理学療法士等 が訪問した場 合 ※3	40分以上	646円	1,291円	1,936円	6,452円
加 算						
			1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算		684円	1,368円	2,052円	6,840円
<input type="checkbox"/>	初回加算		342円	684円	1,026円	3,420円
<input type="checkbox"/>	複数名訪問加算（30分未満）※4		290円	579円	869円	2,895円
<input type="checkbox"/>	複数名訪問加算（30分以上）		459円	917円	1,375円	4,582円
<input type="checkbox"/>	長時間訪問看護加算（90分以上）		342円	684円	1,026円	3,420円
<input type="checkbox"/>	緊急時訪問看護加算※5		655円	1,309円	1,963円	6,543円
<input type="checkbox"/>	特別管理加算Ⅰ※6		570円	1,140円	1,710円	5,700円
<input type="checkbox"/>	特別管理加算Ⅱ		285円	570円	855円	2,850円
<input type="checkbox"/>	ターミナルケア加算※7		2,280円	4,560円	6,840円	22,800円
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算Ⅰ 1※8		7円	14円	21円	68円
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算Ⅱ 1※9		4円	7円	11円	34円

※1 支給限度額を超えてサービスを実施する場合は全額自己負担。

※2 早朝（6：00～8：00）、夜間（18：00～22：00）は25/100加算する。

深夜（22：00～6：00）は50/100加算する。

※3 利用開始日の属する月から12月超の場合は、1回につき5単位を減算する

※4 1人で看護を行うのが困難な場合、同意を得て算定する

※5 電話による相談や計画外の緊急訪問を希望される方の場合に算定する。

- ※6 医療機器など特別な管理を必要とする方の場合に算定する。
- ※7 在宅で亡くなったご利用者様について、亡くなる 14 日前に 2 回以上ケアを行った場合に事前に同意を得て算定する。
- ※8 1 回につき 6 単位  
理学療法士等が訪問した場合は 20 分が 1 回。40 分=6 単位×2 60 分=6 単位×3
- ※9 1 回につき 3 単位  
理学療法士等が訪問した場合は 20 分が 1 回。40 分=3 単位×2 60 分=3 単位×3

#### その他の利用料

- 1) キャンセル料については前営業日 17 時 30 分までは無料、以降は一律 1,000 円とする。但し、止むを得ない理由のあるときはこの限りではない。
- 2) ケアプラン外にサービスを実施する場合など、保険適用外の場合は 30 分につき 5,000 円とする。
- 3) 死後の処置料は 12,000 円申し受ける。
- 4) 通常の実施区域を越えてサービスを提供する場合、自転車を使用する場合は無料、車両を使用する場合は区域外より 4 km 毎に 300 円、交通機関を利用する場合は利用者の実費負担とする。
- 5) 利用者から希望がある場合、介護用品・衛生材料（衛生手袋、ドレッシングテープ等）については実費にて譲るものとする。
- 6) 既製の自助具については実費を徴収、作業療法士等が作成する特殊な自助具（片麻痺患者用爪切り、関節リウマチ患者用の箸等）は別途見積りの上、徴収とする。

## 医療保険料金表

報酬算定項目	料金（円）	本人負担	
訪問看護基本療養費（Ⅰ）			
保健師、看護師、理学・作業療法士等が訪問した場合 （週3日まで）	5,550円/1日 （准看護師の場合5,050円/1日）	保険種別 により 1割～3割	
保健師、看護師が訪問した場合 （週4日目以降※1）	6,550円/1日 （准看護師の場合6,050円/1日）		
理学・作業療法士等が訪問した場合 （週4日目以降※1）	5,550円/1日		
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一建物居住者に同一日に訪問した場合 3人以上（1人目から）			
居住系施設入居者等へ保健師、看護師が訪問した場合 ※同一日に2人（週3日まで）	6,550円/1日 （准看護師の場合6,050円/1日）		
居住系施設入居者等へ理学・作業療法士等が訪問した場合 ※同一日に2人（週3日まで）	5,550円/1日		
居住系施設入居者等へ保健師、看護師が訪問した場合 ※同一日に3人以上（週4日目以降※1）	3,280円/1日 （准看護師の場合3,030円/1日）		
居住系施設入居者等へ理学・作業療法士等が訪問した場合 ※同一日に3人以上 （週4日目以降※1）	2,780円/1日		
訪問看護基本療養費（Ⅲ）			
外泊時に保健師、看護師、理学・作業療法士等が訪問した場合	8,500円		
訪問看護管理療養費の加算月の初日の訪問	7,440円		
同上 2日目以降	3,000円/1日		
加 算			
早朝・夜間加算（6～8時・18～22時）	2,100円		
深夜加算（22時～6時まで）	4,200円		
難病等複数回訪問加算 1日2回訪問した場合 同一建物内2人まで	4,500円		
難病等複数回訪問加算 1日2回訪問した場合 同一建物内3人以上	4,000円		
難病等複数回訪問加算 1日3回以上訪問した場合 同一建物内2人まで	8,000円		
難病等複数回訪問加算 1日3回以上訪問した場合 同一建物内3人まで	7,200円		
□	複数名訪問看護加算 ※2 保健師、看護師が必要に応じて複数名訪問した場合 同一建物内2人まで	4,500円/週1回	
	保健師、看護師が必要に応じて複数名訪問した場合 同一建物内3人以上	4,000円/週1回	
	保健師、看護師が必要に応じて准看護師と複数名訪問した場合 同一建物内2人まで	3,800円/週1回	
	保健師、看護師が必要に応じて准看護師と複数名訪問した場合 同一建物内3人以上	3,400円/週1回	
	保健師、看護師が必要に応じて看護補助者と複数	3,000円/週3回	

	名訪問した場合 同一建物内 2 人まで	
	保健師、看護師が必要に応じて看護補助者と複数 名訪問した場合 同一建物内 3 人以上	2,700 円/週 3 回
<input type="checkbox"/>	24 時間対応体制加算 ※3	6,400 円/月
<input type="checkbox"/>	緊急訪問看護加算	1 日 1 回 2,650 円
<input type="checkbox"/>	特別管理加算 I ※4	5,000 円
<input type="checkbox"/>	特別管理加算 II ※4	2,500 円
<input type="checkbox"/>	長時間訪問看護加算	週 1 回に限り 5,200 円
<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算	初回訪問時 8,000 円
<input type="checkbox"/>	特別管理指導加算 ※5	2,000 円
<input type="checkbox"/>	退院支援指導加算	退院日翌日以降の初回訪問時に 6,000 円
<input type="checkbox"/>	在宅患者連携指導加算	月 1 回 3,000 円
<input type="checkbox"/>	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月 2 回に限り 2,000 円
<input type="checkbox"/>	訪問看護ターミナルケア療養費 1 ※6	25,000 円
<input type="checkbox"/>	訪問看護ターミナルケア療養費 2 ※6	10,000 円
<input type="checkbox"/>	訪問看護情報提供療養費 ※7	1,500 円

- ※1 週 4 日以上サービスを実施できるのは厚生労働大臣が定める疾患等の利用者と特別指示書期間中の利用者。
- ※2 1 人で看護を行うのが困難な場合、同意を得て算定する
- ※3 電話による相談や計画外の緊急訪問を希望される方の場合に算定する。
- ※4 医療機器など特別な管理を必要とする方の場合に算定する。
- ※5 退院時共同指導加算に該当し、かつ厚生労働大臣が定める状態にある利用者のみ算定する。
- ※6 在宅で亡くなったご利用者様について、亡くなる 14 日前に 2 回以上ケアを行った場合に事前に同意を得て算定する。
- ※7 市区町村や保健所へサービスの状況や必要な情報を提供する。同意を得て算定する。

### その他の利用料

- キャンセル料については前営業日 17:30 までは無料、以降は一律 1,000 円とする。  
但し、止むを得ない理由のあるときはこの限りではない。
- 1 時間半を越えてサービスを実施する場合は、それ以降 30 分毎に 5,000 円とする。
- 交通費：事業所より徒歩・自転車を使用する場合は無料。車両を使用する場合は、事業所より 5 キロ以内は 300 円、その後 1km 毎に 50 円、交通機関を利用する場合は利用者の実費負担（片道上限 5,000 円まで）とする。
- 死後の処置料は 12,000 円申し受ける。
- 利用者から希望がある場合、介護用品・衛生材料（衛生手袋、ドレッシングテープ等）については実費にて譲るものとする。
- 既製の自助具については実費を徴収、作業療法士等が作成する特殊な自助具（片麻痺患者用爪切り、関節リウマチ患者用の箸等）は別途見積りの上、徴収とする。